

中央労働委員会 御中

**令和6年(不再)第3号・第4号事件 帝京蒼柴学園不当労働行為事件  
帝京長岡高等学校・吉田大教諭の解雇撤回と教壇復帰を求める要請書**

新潟県労働委員会は2024年1月26日、命令書を交付し、帝京長岡高校・吉田大教諭に対する2020年3月末の解雇が組合員であることを理由にした不当労働行為であると認定し、「解雇の撤回」及び「解雇日の翌日から復帰するまでの賃金支払い」、吉田教諭と帝京長岡高校職員労働組合および新潟私教連への謝罪文の手交、帝京長岡高校教務室内への謝罪文の掲示を命じました。これに対し学園は、行政命令を履行せず、中央労働委員会に再審査を申し立てました。

学園は、前回新潟県労働委員会の命令に沿って出された貴労働委員会からの和解勧告を拒絶した翌朝に吉田教諭に対し解雇を通告しました。学園は、全面的な敗訴命令になることを恐れ、吉田教諭を解雇したのです。まさに「労働委員会軽視」の姿勢です。

学園が不当労働行為を繰り返す背景には、帝京大学グループによる組合嫌悪の体質があります。帝京長岡高校以外のグループ校では、これまで「組合委員長の不当解雇」や「暴力団を使った組合書記長への銃撃」、「団体交渉拒否」など、数々の不当労働行為事件が引き起こされ、40数校の学校を擁する帝京大学グループで、組合が存在する学校は帝京長岡高校を含めわずか2校まで減っています。帝京長岡高校では、吉田教諭を慕う生徒が、学園主導の壮絶なパワハラを受け、退学に追い込まれる事件まで起きています。

私たちは、争議の全面解決により、生徒・保護者・教職員が生き生きと輝く学校に向かうことを強く願っています。

**《要請事項》**

新潟県労働委員会命令に基づき、吉田教諭の解雇に対し、1日も早く救済の命令を出してくださるよう要請いたします。

氏名	住所

【取り扱い団体】 帝京長岡高等学校職員労働組合・新潟県私立学校教職員組合連合  
全国私立学校教職員組合連合・帝京長岡高校争議を支援する会

【お問い合わせ・署名返送先】 新潟市中央区弁天橋通1-13-13 新潟私教連宛 TEL 025-286-7600

【取り扱い団体】 〒460-0011 名古屋市中区大須4-10-26-401 国民救援会愛知県本部 052-684-5825

